

改正後	現行	備考	差分
当座勘定規定	当座勘定規定		
1 取扱店の範囲	1. (取扱店の範囲)		変更
2 当座勘定への受入れ	2. (当座勘定への受入れ)		変更
(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受 <u>け</u> 入れます。提携組合での受 <u>け</u> 入れは、現金のほかその受入店払いの証券類で直ちに取立てのできるものに <u>限</u> ります。 <u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>	(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、 <u>普通為替証書、配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし</u> 、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店払いの証券類で直ちに取立てのできるものに <u>かぎ</u> ります。		変更
(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続 <u>き</u> を済ませてください。	(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。		追加
3 証券類の受入れ	3. (証券類の受入れ)		変更
(1) 証券類を受 <u>け</u> 入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。	(1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。		追加
(2) 当店を支払場所とする証券類を受 <u>け</u> 入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。	(2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。		追加
4 本人振込み	4. (本人振込み)		変更
(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 <u>り</u> 消します。	(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。		追加
5 第三者振込み	5. (第三者振込み)		変更
(1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第 <u>3</u> 条と同様に取 <u>り</u> 扱います。	(1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第 <u>3</u> 条と同様に取扱います。		変更
(2) 第三者が当組合の他の本・支店（所）または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第 <u>4</u> 条と同様に取 <u>り</u> 扱います。	(2) 第三者が当組合の他の本・支店（所）または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第 <u>4</u> 条と同様に取扱います。		変更
6 受入証券類の不渡り	6. (受入証券類の不渡り)		変更
(1) 前 <u>3</u> 条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引 <u>き落</u> とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受 <u>け</u> 入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第 <u>5</u> 条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第 <u>1</u> 項の場合には、本人を通じて返却することもできます。	(1) 前 <u>3</u> 条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第 <u>5</u> 条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第 <u>1</u> 項の場合には、本人を通じて返却することもできます。		変更

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
(2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに <u>限</u> り、その証券類について権利保全の手続 <u>き</u> をします。	(2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに <u>かざ</u> り、その証券類について権利保全の手続をします。		変更
<u>7</u> 手形、小切手の金額の取扱い	<u>7. (手形、小切手の金額の取扱い)</u>		変更
手形、小切手を受 <u>け</u> 入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取 <u>り</u> 扱います。	手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。		追加
<u>8</u> 手形、小切手の支払 <u>い</u> 等	<u>8. (手形、小切手の支払等)</u>		変更
(1) 小切手が支払 <u>い</u> のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払 <u>い</u> のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2027 年 2 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。		追加
(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、 <u>当組合所定の本人確認書類の提示等の手続き</u> を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 <u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降は、小切手による当座勘定からの支払いは行いません。</u>	(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。		追加
<u>9</u> 手形、小切手用紙	<u>9. (手形、小切手用紙)</u>		変更
(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振 <u>り</u> 出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2027 年 1 月 31 日までに振り出してください。</u>	(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。		追加
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引 <u>き</u> 受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ、2027 年 1 月 31 日までに振り出された手形であることを</u> 確認してください。	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。		追加
(3) 前 <u>2</u> 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払 <u>い</u> をしません。	(3) 前 <u>2</u> 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。		変更
<u>10</u> 支払 <u>い</u> の範囲	<u>10. (支払の範囲)</u>		変更
(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時までに当座勘定に受け入れたまたは振 <u>り</u> 込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
(3) 手形、小切手の金額の一部支払 <u>い</u> はしません。	(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。		追加
<u>11</u> 支払 <u>い</u> の選択	<u>11. (支払の選択)</u>		変更
同日に数通の手形、小切手等の支払 <u>い</u> をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。	同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。		追加

改正後	現行	備考	差分
12__過振り	12.__(過振り)__		変更
(1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。	(1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。		変更
(3) 第 1 項により当組合が支払いをした後に当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。	(3) 第 1 項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。		変更
(4) 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。	(4) 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。		変更
(5) 第 1 項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。	(5) 第 1 項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。		変更
13__手数料等の引落とし	13.__(手数料等の引落とし)__		変更
(1) 当組合が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。	(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。		追加
(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。	(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。		追加
14__支払保証に代わる取扱い	14.__(支払保証に代わる取扱い)__		変更
15__印鑑等の届出	15.__(印鑑等の届出)__		変更
(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届けてください。	(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届けてください。		追加
(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届けてください。	(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届けてください。		追加
16__届出事項の変更	16.__(届出事項の変更)__		変更
(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届けてください。	(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届けてください。		追加
(3) 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。	(3) 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。		変更
17__成年後見人等の届出	17.__(成年後見人等の届出)__		変更
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。		追加

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 け 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。		追加
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届 け 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届出てください。		変更
(4) 前 3 項の届出事項に取消 し または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 け 出てください。	(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。		変更
(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
18__印鑑照合等	18. _(印鑑照合等)_		変更
(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 り 扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取 り 扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。		変更
(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。	(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。		変更
19__振出日、受取人記載もれの手形、小切手	19. _(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)_		変更
(1) 手形、小切手を振 り 出しまたは為替手形を引 き 受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。 <u>なお、2027 年 2 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。		変更
20__線引小切手の取扱い	20. _(線引小切手の取扱い)_		変更
(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出 の 印鑑により押 印 があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。 <u>なお、2027 年 2 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印 の 押 <u>なつ</u> があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。		変更
(2) 前項の取扱い によって 、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	(2) 前項の取扱い <u>をしたため</u> 、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。		変更
21__自己取引手形等の取扱い	21. _(自己取引手形等の取扱い)_		変更

改正後	現行	備考	差分
(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続 <u>き</u> を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払 <u>い</u> をすることができます。	(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。		追加
22__利息	22.__(利__息)__		変更
23__残高の報告	23.__(残高の報告)__		変更
当座勘定の受払 <u>い</u> または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。	当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。		追加
24__譲渡、質入れの禁止	24.__(譲渡、質入れの禁止)__		変更
25__取引の制限等	25.__(取引の制限等)__		変更
(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金・ <u>払</u> 戻し等の本規定に <u>基</u> づく取引の一部を制限する場合があります。	(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、 <u>払</u> 戻し等の本規定に <u>もと</u> づく取引の一部を制限する場合があります。		変更
(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>基</u> づく取引の一部を制限する場合があります。	(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>もと</u> づく取引の一部を制限する場合があります。		変更
(3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に <u>基</u> づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。	(3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に <u>もと</u> づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。		変更
26__解約	26.__(解__約)__		変更
(2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、 <u>当組合は</u> その損害額を <u>請求いたします</u> 。	(2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を <u>支払ってください</u> 。		変更
<u>a</u> 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	<u>①</u> 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合		変更
<u>b</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から <u>5</u> 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、 <u>これらを「暴力団員等」といいます</u> 。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合	<u>②</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から <u>5</u> 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」とい <u>う</u> 。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合		変更

改正後	現行	備考	差分
(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること	A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること		変更
(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること	B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること		変更
(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること	C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること		変更
(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること	D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること		変更
(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること	E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること		変更
c 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合	③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか ㉑ 一にでも該当する行為をした場合		変更
(a) 暴力的な要求行為	A 暴力的な要求行為		変更
(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行為		変更
(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		変更
(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為		変更
(e) その他前各号に準ずる行為	E その他前各号に準ずる行為		変更
d この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	④ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合		変更
27__取引終了後の処理	27._(取引終了後の処理)		変更
(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振 り 出された約束手形、小切手または引 き 受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。	(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。		追加
28__手形交換所規則による取扱い	28._(手形交換所規則による取扱い)		変更
(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 8 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。	(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 8 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。		変更
29__個人情報情報センターへの登録	29._(個人情報情報センターへの登録)		変更
個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間（ただし、下記 c の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。	個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間（ただし、下記 第3号 の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。		変更
a 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。	① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。		変更
b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。		変更

改正後	現行	備考	差分
c 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。	③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。		変更
30__保険事故発生時における本人からの相殺	30.__(保険事故発生時における本人からの相殺)__		変更
(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。	(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。		
a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 また は当該 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。		変更
b 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。	② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。		変更
c a による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	③ 第1号 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。		変更
31__休眠預金等活用法に かかる 異動事由	31.__(休眠預金等活用法に 係る 異動事由)__		変更
当組合は、この貯金について、以下の事由を「 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 」(以下、「 休眠預金等活用法 」 とい います 。) に 基 づく異動事由として取扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「 休眠預金等活用法 」 とい う 。) に もと づく異動事由として取 り 扱います。		変更
a 引出し、預入れ、振込 み の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払 い に か か るものを除きます。）	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に 係 るものを除きます。）		変更
b 手形または小切手の提示その他の第三者による支払 い の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）	② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）		変更
c 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に か か る債権を有する者を指し、以下、「 貯金者等 」 とい い ます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に 基 づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）	③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係 る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に もと づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）		変更
(a) 公告の対象となる貯金であるかの該当性	A 公告の対象となる貯金であるかの該当性		変更
(b) 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に 基 づく通知を受け取る住所地	B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に もと づく通知を受け取る住所地		変更
d 貯金者等からの申し出に 基 づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと	④ 貯金者等からの申し出に もと づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと		変更
e 貯金者等からの申し出に 基 づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと	⑤ 貯金者等からの申し出に もと づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと		変更
(a) 取引店舗の変更	A 取引店舗の変更		変更
(b) 相続等による口座名義人の変更	B 相続等による口座名義人の変更		変更
32__休眠預金等活用法に か か る最終異動日等	32.__(休眠預金等活用法に 係 る最終異動日等)__		変更
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。		

改正後	現行	備考	差分
a 第 31 条に掲げる異動が最後にあった日	① 第 31 条に掲げる異動が最後にあった日		変更
b 将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に かかる 債権の行使が期待される日として次項において定める日	② 将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に 係る 債権の行使が期待される日として次項において定める日		変更
c 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 きます 。）に限りします。	③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 く 。）に限りします。		変更
d この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日	④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日		変更
(2) 第 1 項 b において、将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に かかる 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第 1 項第 2 号 において、将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に 係る 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。		変更
a 法令、法令に 基 づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 い が停止されたこと 当該支払停止が解除された日	① 法令、法令に もと づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日		変更
b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続 き が終了した日	② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日		変更
c 法令または契約に 基 づく振込 み の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日	③ 法令または契約に もと づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日		変更
33 __ 休眠預金等代替金に関する取扱い	33. _ (休眠預金等代替金に関する取扱い) _		変更
(1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に 基 づきこの貯金に かかる 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	(1) この貯金について長期間 お 取引がない場合、休眠預金等活用法に もと づきこの貯金に 係る 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。		変更
(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に かかる 休眠預金等代替金債権の支払 い を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 い を受けることができます。	(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に 係る 休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。		変更
(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申 し 出および支払 い の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。	(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。		変更
a この貯金に かかる 休眠預金等代替金の支払 い を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと	① この貯金に 係る 休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと		変更
(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払 い を請求することを約します。	(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。		追加
a 当組合がこの貯金に かかる 休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること	① 当組合がこの貯金に 係る 休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること		変更

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
b 前項に 基 づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと	② 前項に もと づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと		変更
(5) 本条については、休眠預金等活用法に 基 づきこの貯金に かかる 債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。	(5) 本条については、休眠預金等活用法に もと づきこの貯金に 係 る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。		変更
34 規定の変更等	34. (規定の変更等)		変更
【小切手用法】	【小切手用法】		
1 この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に 限 り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。	1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に かざ り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。		変更
2 小切手の お 振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。	2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。		変更
先日付の小切手でも呈示を 受 ければ、支払うことになりますからご承知おきください。	なお、 先日付の小切手でも呈示を う ければ、支払うことになりますからご承知おきください。		変更
なお、2027年2月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。			追加
3 小切手の お 振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	3. 小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。		変更
4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。	4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。		変更
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1 、 2 、 3 ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終 わ りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 3 桁ごとに「,」を印字してください。	(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1 、 2 、 3 ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 3 桁ごとに「,」を印字してください。		変更
なお、文字による複記はしないでください。	なお、文字による複記はしないでください。		
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 わ りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。		追加
(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印 鑑 や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。	(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ 印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。		変更
5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を 押 印してください。ただし、訂正の記載や印 鑑 が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を なつ 印してください。ただし、訂正の記載や なつ 印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。		変更
6 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。	6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。		変更
7 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。	7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。		変更
【約束手形用法】	【約束手形用法】		

		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
1 この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に 限り 使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。	1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に かぎり 使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。		変更
2 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 なお、2027 年 2 月 1 日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。	2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。 なお、 改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。		変更
3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。		変更
4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。	4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。		変更
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1 、 2 、 3 ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終 わり には「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 3 桁ごとに「,」を印字してください。	(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1 、 2 、 3 ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 3 桁ごとに「,」を印字してください。		変更
なお、文字による複記はしないでください。	なお、文字による複記はしないでください。		
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 わり には「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。		追加
(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印 鑑 や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。	(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に なつ 印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。		変更
5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を 押 印してください。ただし、訂正の記載や印 鑑 が、金額欄、組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を なつ 印してください。ただし、訂正の記載や なつ 印が、金額欄、組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。		変更
6 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。	6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。		変更
7 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。	7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。		変更
【為替手形用法】	【為替手形用法】		
1 この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。	1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。		変更
2 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。	2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。		変更
3 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 なお、2027 年 2 月 1 日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。	3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。 なお、 改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。		変更
4 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。		変更
5 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。	5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。		変更

新旧対照表

		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 <u>1</u> 、 <u>2</u> 、 <u>3</u> ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終 <u>わ</u> りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 <u>3</u> 桁ごとに「,」を印字してください。	(2) 金額をアラビア数字（算用数字、 <u>1</u> 、 <u>2</u> 、 <u>3</u> ・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 <u>3</u> 桁ごとに「,」を印字してください。		<u>変更</u>
なお、文字による複記はしないでください。	なお、文字による複記はしないでください。		
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 <u>わ</u> りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。		<u>追加</u>
(4) 金額欄には、第 <u>2</u> 項または第 <u>3</u> 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印 <u>鑑</u> や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。	(4) 金額欄には、第 <u>2</u> 項または第 <u>3</u> 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に <u>なつ</u> 印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。		<u>変更</u>
<u>6</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を <u>押</u> 印してください。ただし、訂正の記載や印 <u>鑑</u> が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。	<u>6.</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を <u>なつ</u> 印してください。ただし、訂正の記載や <u>なつ</u> 印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。		<u>変更</u>
<u>7</u> 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けの印章を使用してください。	<u>7.</u> 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けの <u>ご</u> 印章を使用してください。		<u>変更</u>
<u>8</u> 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。	<u>8.</u> 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。		<u>変更</u>
<u>9</u> 手形用紙は大切に保管してください。	<u>9.</u> 手形用紙は大切に保管してください。		<u>変更</u>
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。	当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。		
以 上	以 上		
(2026 年 <u>10</u> 月 1 日現在)	(2026 年 <u>4</u> 月 1 日現在)		<u>変更</u>